

農林水産物等輸出促進支援事業のうち 農林水産物等輸出促進対策（拡充）

【600,000(300,000)千円】

対策のポイント

今後輸出拡大が期待される特定品目について、明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする事業者の輸出拡大プロジェクトを支援します。

（平成18年度の取組について）

平成18年度は、次のような取組を支援しています。

中国をはじめとするアジア諸国等に向けたサバやアジ、サケ、ホタテ等、水産物の輸出

欧米等に向けたりんご、なし、温州ミカン等、果実の輸出

欧米に向けた味噌、冷凍食品、カレー等、加工食品の輸出

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1 海外輸出環境調査

事業実施主体が取り扱う産品について、海外の流通業界を主な対象とした市場調査、一般消費者を対象とした嗜好・文化・風習・消費動向等の調査を行う。

2 産地PR・ほ場視察

輸出国のバイヤーを輸出産地に招聘し、産地の食文化、気候風土、作物の栽培方法、栽培状況等をPRする。また、栽培農家等と直接商談する機会を設け共通の商品開発を通じ、取扱量や品目の増加を図る。

3 ブランド認証

産地での生産、加工、出荷等に係る統一的な基準を作り、その基準を満たした産品についてブランド認証することにより、輸出相手国産品との差別化・高付加価値化を図る。

4 物流技術実証

輸出を安定的に行う上で必要な品質保持やコスト削減を実現するための物流システムの構築を図る。

5 海外輸出環境整備

海外の関係団体等に対し、取扱い産品を使用した日本食等のプロモーションや試食等を通じて、海外での販売促進の協力を得る。

また、輸出先国の植物検疫条件等に適合した生産地域の環境整備等により、輸出の定着化を図る。

6 海外販売促進活動

百貨店等における販売活動、レストランにおける日本食フェアの開催、効果的な広報活動により、取扱い産品の販売量の拡大を図る。

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成18年度から平成21年度まで

<補助率>

1/2以内

[担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室
(03-3502-3408(直))]